

山口県報

平成20年
7月1日
(火曜日)

目次

告示
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………一
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(九件)(砂防課)……………一

公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………九
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………九
雑報
県報の正誤(平成二十年三月二十八日山口県告示第四百七十七号)……………九



山口県告示第三百二十九号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

十三 山口県山口南沿岸鳴門漁港海岸遠崎地区海岸に関する部分を次のように改める。

十三 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸鳴門漁港海岸遠崎地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇の各点を順次結んだ線及び基点一〇、補助点一〇の一、九の一、一〇の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
点の位置

基点

一 柳井市遠崎字高下三番地の標^{びょう}鉄^{てつ}の位置(北緯三三度五七分二五・二

二四九秒東経一三二度〇八分二五・八二四六秒)

二 基点一から九三度三二分二・二秒二〇八メートルの点

三 基点二から九八度五九分五八・七秒八二メートルの点

四 基点三から九四度五九分五八・九秒六六メートルの点

五 基点四から八七度五九分五八・一秒一六三メートルの点

六 基点五から八八度五九分五七・九秒一〇五メートルの点

七 基点六から九二度〇〇分〇〇・三秒一五〇メートルの点

八 基点七から八四度〇〇分二〇・七秒一四メートルの点

九 基点八から九八度五一分四〇・七秒一七六メートルの点

一〇 基点九から九六度三八分三三・七秒一一二メートルの点

補助点

一の一 基点一から二〇五度一分三三・二秒一五メートルの点

一の二 基点一から一八七度二五分一三・二秒七九メートルの点

九の一 基点九から一八九度五二分三三・三秒八三メートルの点

一〇の一 基点一〇から一八九度五二分三三・一秒七六メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年

法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

山口県告示第三百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第二工区)
- (一) 履行場所 周南市大字戸田及び大字夜市地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
 - 周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七―)にすること。

山口県告示第三百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第二工区)
- (一) 履行場所 周南市大字夜市及び大字馬神地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一五〇件

- 二 経営規模等入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四一三三一六四七)とする。

山口県告示第百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第三工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第三工区)

(一) 履行場所 周南市大字馬神及び大字米光地内
業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一五〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七―)にすること。

山口県告示第三百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第四工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第四工区)

(一) 履行場所 下松市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成二十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一四〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超過していること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地
申請書等の提出期間及び時間

(四) 平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、周南土木建築事務所（電話〇八三四―三三一六四七―）にすること。

山口県告示第三百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第五工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第五工区）
- (一) 履行場所 山口市徳地柚木地内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査		一三〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定

定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。

2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し

3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三―九二二―一〇七〇）にすること。

山口県告示第三百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項の規定によ

り、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第六工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第六工区)
- (一) 履行場所 山口市徳地柚木地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一三〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三一九二一一〇七〇)にすること。

山口県告示第三百三十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第七工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第七工区)
- (一) 履行場所 山口市徳地野谷地内
- (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査

一三〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二二一〇七〇）にすること。

山口県告示第三百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第八工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査（第八工区）

(一) 履行場所 宇部市内

(二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十年法律第五十七号）第四条第一項に規定する基礎調査	一九〇件

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十条の三に規定する測量業者であること。

- 3 出資比率が三十分以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十年七月二十二日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六―二一七二―三〇)にすること。
- 五) にすること。

山口県告示第三百三十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第九工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 土砂災害警戒区域等に係る基礎調査(第九工区)
 - (一) 履行場所 宇部市内
 - (二) 業務の概要

業 務 内 容	調査対象件数
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第四条第一項に規定する基礎調査	一八〇件

二 経営規模等入札参加資格

- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
 - 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
 - 3 出資比率が三十分以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成二十年六月三十日までに山口県知事がその結果の通知を行ったものうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

宇部土木建築事務所 宇部市琴芝町一丁目一番五〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十年七月一日から同月十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、宇部土木建築事務所(電話〇八三六―二二―七二二五)にすること。



(二七七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成二十年八月十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十年六月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人宅老所あじさい
代表者の氏名 松本みゆき
主たる事務所の所在地 下関市豊浦町大字黒井一八〇三番地

(二七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年二月十五日山口県公告(五八)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年七月一日から同年八月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年七月一日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン防府

所在地 防府市八王子二丁目二九一の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



正 誤

平成二十年三月二十八日山口県告示第四百七十七号(指定施業要件の変更予定保安林(山口市))

ページ	段	行	誤	正
七	下	左から 一 一六六四の一、一六六六の一、 一六六七の一	一六六九第一、一六六九第二、一六七〇、一六七〇の一、一六七〇の二、字掛ノ上一六七一の一から一六七一の三まで	一六六九の一三、一六六九の一四、一六七〇の一、字掛ノ上一六七一の一、一六七一の二
"	"	左から 八	一六八五、一六八六の二	一六八五

	"	"	"	"	"	八	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	上	"	"	"	"
	六 七	六	五	四	二 三	一 二	左 から 二	左 から 四	左 から 五	左 から 七
三九まで、一八四〇の、一八四	一八三〇、一八三二の二	、一八二五の二、一八二七	一八九から二八三まで	、一七七三の二、二四七四	の、一七六九の一	、一七五〇第一、一七五〇第二	一七四〇第一、一七四一、一七四一第一から一七四一第二四まで、一七四二から一七四六まで	の、一七三六から一七三九まで、字三ツケ谷一七四〇、	一七二六の一、一七二六の二、一七二七	一六八八の一から一六八八の三まで、一六八九から一七〇一まで
	一八三〇	、一八二七	一八二〇、一八二二	、二四七四	一七五九から一七六一まで、一七六八の一	、一七五〇の二	一七四〇の二六から一七四〇の九まで、一七四一、一七四一の一から一七四一の七まで、一七四二、一七四三、一七四五、一七四六	一七二〇まで、字室路一七三〇の一、一七三二、一七三五の二、一七三八、一七三九、字三ツケ谷	一七二六の一	一六八八の一、一六八九から一六九六まで、一七〇〇、一七〇一

	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	一八	一七 八	一七	一五 六	一四 五	二 四	二 二	一 二	一七 〇	
九四二第一	一九四一第三、一九四一第四、一九四二第一	一八九七から二八九九まで	一八九四第一、一八九五、一八九五第一	一八八三第一、一八八四、字横尾一八八五、一八八五第一、一八八六から一八八八まで、一八九三、一八九三第一	一八六六の三七	一八六六の七(次の図に示す部分に限る。)、一八六六の八、一八六六の九(次の図に示す部分に限る。)、一八六六の一〇	一八六二第一、一八六三から一八六五まで、一八六六(次の図に示す部分に限る。)	一八五三の一	〇の二、一八四二の一、一八四二から一八四四まで、一八四六、一八四七、一八四八の一、一八四九、一八五〇の一、一八五二の一、一八五三の一	一八三三の二、一八三七、一八三八、一八四〇の二、一八四三、一八四七
九四二の一	一九四一の三、一九四一の四、一九四二の一	一八九七の二、一八九七の二、一八九八、一八九九	一八九四の二、一八九五、一八九五の一	字横尾一八八八、一八九三、一八九三の一	一八六六の九から一八六六の四三まで	一八六六の七から一八六六の一〇まで	一八六二の一、一八六三から一八六六まで			

"
"
一 二九〇
第・九・六・一・一 二・五・第・第・九・五 八・八・一・五・七・の 一・九・六・〇・の 二・一・九・六・二 一・九・五・三・第 一・一・九・五・六 、 一・九・五 、 字・芝・田 一
一・九・五・三・の 五 、 一・九・五・六 、 字・芝・田 三

平成二十七年七月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）